

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2013年7月8日

【会社名】 メディシノバ・インク
(MediciNova, Inc.)

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼CEO
(President and Chief Executive Officer)
岩城 裕一

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国カリフォルニア州ラ・ホイヤ、スウィート650、
エグゼクティブ・スクエア4275
(4275 Executive Square, Suite 650, La Jolla,
California, U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 梅津 立

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 (03)6888 - 1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 青柳良則/馬場健太

【連絡場所】 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 (03)6888 - 1000

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

(注1) 本書において、別段の記載がある場合を除き、下記の用語は下記の意味を有しております。

「当社」：メディシノバ・インク

(注2) 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しないことがあります。

(注3) アンダーソン・毛利・友常法律事務所の住所は、平成25年7月17日より、「東京都港区元赤坂一丁目2番7号赤坂Kタワー」に変更されます（電話番号は変更ありません。）。

1【提出理由】

2013年6月14日（米国太平洋夏時間）開催の当社年次株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出いたします。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2013年6月14日（米国太平洋夏時間）

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役1名（泉辰男）選任の件

第2号議案 アーンスト・アンド・ヤング・エルエルピーを、2013年12月31日に終了する事業年度における当社の独立登録会計事務所に任命することの承認に関する件

第3号議案 勧告的決議として、当社の執行役の報酬を承認する件

第4号議案 勧告的決議として、当社の執行役の報酬に関する株主による勧告的決議の望ましい頻度を提示する件

第5号議案 メディシノバ・インク2013年エクイティ・インセンティブ・プランの承認に関する件

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	ブローカー 未行使議決権数 (個)	可決要件	決議の結果 (賛成割合)
第1号議案						
泉辰男	10,908,490	-	-	1,309,602	(注1)	可決(96.91%) (注4)(注5)
第2号議案	12,333,061	140,125	92,218	200	(注2)	可決(98.15%) (注4)(注6)

第3号議案	10,663,360	452,319	140,323	1,309,602	(注2)	可決(94.73%) (注4)(注7)
第4号議案	1年:1,905,115 2年:511,571 3年:8,833,116	-	6,100	1,309,702	(注3)	3年(78.52%) (注4)(注8)
第5号議案	10,370,989	714,162	170,551	1,309,902	(注2)	可決(92.14%) (注4)(注9)

(注1) 当社普通株式を保有し、かつ当該株主総会において本議案について議決権を行使することのできる株主の投票の相対多数による。なお、「相対多数」とは、必ずしも過半数ではない最も多くの票を獲得した取締役が選任されることを意味する。

(注2) 当該株主総会に自ら出席し又は委任状により代理され、かつ当該議案について議決権を行使することのできる株主の過半数の賛成による。

(注3) 当該株主総会に自ら出席し又は委任状により代理され、かつ、当該議案について議決権を行使することのできる株式の保有者からの得票数の最も多かった頻度が、株主にとって望ましい頻度とみなされる。

(注4) 棄権票は、定足数を構成する株式数に含まれる。棄権票も、株主の承認のために提起される事項について議決権を行使することのできる株式であり、反対票と同様の効果を有する。また、ブローカー未行使議決権は定足数を判断する計算に含まれるが、定足数の判断以外に関しては、決議の結果に対していかなる影響も及ぼさない。

(注5) 第1号議案の賛成割合は、当該株主総会に自ら出席し又は委任状により代理され、かつ当該議案について議決権を行使することができる株主にかかる議決権数からブローカー未行使議決権数を除いた議決権数(11,256,002個)をもとに計算した。なお、第1号議案については、347,512個が保留(withhold)であった。

(注6) 第2号議案の賛成割合は、当該株主総会に自ら出席し又は委任状により代理され、かつ当該議案について議決権を行使することができる株主にかかる議決権数からブローカー未行使議決権数を除いた議決権数(12,565,404個)をもとに計算した。

(注7) 第3号議案の賛成割合は、当該株主総会に自ら出席し又は委任状により代理され、かつ当該議案について議決権を行使することができる株主にかかる議決権数からブローカー未行使議決権数を除いた議決権数(11,256,002個)をもとに計算した。

(注8) 第4号議案の賛成割合は、当該株主総会に自ら出席し又は委任状により代理され、かつ当該議案について議決権を行使することができる株主にかかる議決権数から棄権数及びブローカー未行使議決権数を除いた議決権数(11,249,802個)をもとに計算した。

(注9) 第5号議案の賛成割合は、当該株主総会に自ら出席し又は委任状により代理され、かつ当該議案について議決権を行使することができる株主にかかる議決権数からブローカー未行使議決権数を除いた議決権数(11,255,702個)をもとに計算した。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

第1号議案については、上記(3)(注1)のとおり、「相対多数」、すなわち、賛成数と反対数のいずれが多数であるかによって決議の結果が決される場所、賛成数及び保留数(上記(3)(注5)参照)から、賛成多数によって可決されたことが明らかとなったため、反対数及び棄権数については集計していません。

以上